

地域再生基本方針の一部変更について（概要）

令和 7 年 3 月
地方創生推進事務局

1. 一部変更の趣旨及び内容

1－1. まち・ひと・しごと創生交付金に係る変更

デジタル田園都市国家構想交付金に代わり、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）を創設することに伴い、所要の変更を行う。

1－2. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る変更

地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施状況の透明化など制度の健全な発展を図る観点から、以下の所要の変更を行う。

（1）「4 地域再生計画の認定に関する基本的な事項」の、「3）地域再生計画の認定手続等」に以下の点を加筆する。

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関し、内閣総理大臣が、法第10条第1項の規定により、認定を受けた地域再生計画の認定を取り消した場合、その取消しの日から起算して2年を経過するまでは、当該認定地域再生計画を作成した地方公共団体は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関する事項が記載された地域再生計画について、法第5条第15項の認定を受けることができないこととする。ただし、当該地方公共団体が、自ら認定地域再生計画の認定の取消しを申し出たことにより、その認定が取り消された場合（認定地域再生計画の認定が取り消されることを予見して申し出た場合を除く。）は、この限りでない。

（2）「4 地域再生計画の認定に関する基本的な事項」の、「5）地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置」に以下の点を加筆する。

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を行う認定地方公共団体が、当該事業に関連する寄附を受けた場合において、当該事業に係る契約等が次のいずれかに該当するときは、当該認定地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、当該寄附を行った法人の名称を内閣総理大臣に報告するとともに、当該法人の名称を公表することとする。ただし、当該法人がその名称の公表を希望しない場合であって、その公表を希望しない理由が正当であることについて、当該認定地方公共団体が、第三者を含む審議会等の確認を受けたときは、公表しないことができることとする。

イ 当該事業に係る入札において入札に加わった者が一の者又は一の者とその者の関係者のみであり、かつ、当該事業に係る契約の相手方又は当該

契約の相手方から業務の委託を受けた者（以下「契約の相手方等」という。）が寄附を行った法人又は当該法人の関係会社（以下「寄附法人等」という。）である場合

- ロ 当該事業に係る契約が随意契約（少額のものを除く。以下同じ。）であり、かつ、当該事業に係る契約の相手方等が寄附法人等である場合
- ハ 当該事業に係る補助金の交付の申請をした者が一の者又は一の者とその関係者のみであり、かつ、当該補助金の交付を受けた者又は補助事業を行うため締結する契約の相手方が寄附法人等である場合
- ニ 当該事業に係る負担金の拠出先が一の者又は一の者とその関係者のみであり、かつ、当該負担金の拠出先又は負担金に係る事業を行うため締結する契約の相手方が寄附法人等である場合
- 上記の報告を受けた内閣総理大臣は、その報告を受けたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業及び寄附を行った法人の名称（その名称を公表しない場合は、その理由）を公表することとする。
- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を行う認定地方公共団体は、当該事業において、一般競争入札若しくは指名競争入札又は随意契約により当該事業に係る契約の相手方を選定した場合にあっては、当該相手方を公表することとする。

（３）その他所要の変更

- 表現の適正化を図るため、その他所要の変更を行う。

2. 閣議決定日

令和7年3月28日（金）